

日本学術会議

東北地区会議ニュース

No. 36

1 ごあいさつ

日本学術会議第一部会員 東北地区会議第 25 期運営協議会 代表幹事

国立大学法人東北大学 大学院文学研究科 教授

京都先端科学大学 人文学部長・教授

佐藤 嘉倫

いつも日本学術会議東北地区会議の活動にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

前号のご挨拶でお話ししましたように、東北地区会議では、毎年度東北の各県でさまざまなテーマの公開学術講演会を開催してきております。今年度は 2021 年 10 月 30 日に「災害と文明－災害に対する社会の対応－」と題する講演会をオンラインで開催しました。

次から次へと災害に見舞われる日本ですが、今後、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生が想定されています。さらに、この 2 年間は新型コロナウイルス感染症との戦いに明け暮れています。ここで注意すべきことは、地震の発生もウイルスの拡散も自然現象だということです。この自然現象が「災害」になるのには人間社会や文明というファクターが影響しています。

そうだとすると、自然現象の影響を減らすこと、すなわち「減災」や「防災」のためには人間社会や文明を問い直す必要があります。この考えが本講演会の基調テーマです。「第一部 東日本大震災から 10 年」では鎌田浩毅先生が南海トラフ巨大地震、富士山噴火、首都直下地震に対する社会の備えについて、小山良太先生が被災地農業の再編と復興という視点から新しいフードシステムについてお話し下さいました。「第二部 歴史に学ぶ：ヒトの移動に伴う感染症の移動」では加藤茂孝先生が人類と感染症の歴史について、水谷哲也先生が新型コロナウイルスの生存戦略について、渡辺登喜子先生がシエラレオネにおけるエボラ制圧についてご講演下さいました。講演者の 5 人の先生方、講演会オーガナイザー・司会の高井伸二先生、東北地区会議事務局（東北大学研究推進課）の皆さん、そして何よりもオンラインで参加して下さいました聴衆の皆さんに心より御礼申し上げます。

また当日の午前中に「科学者との懇談会」を開催しました。東北地区の女性研究者の皆さんと女性研究者をめぐる状況の把握と改善について有意義な意見交換をする場となりました。日本学術会議男女共同参画分科会では研究機関と研究者に対するアンケートを実施し、その結果を統計的にまとめています。科学者との懇談会では統計データの背後にある生の声を数多く伺うことができました。いただいたご意見を男女共同参画のさらなる推進に生かしていきたいと思っております。

2 科学者との懇談会および公開学術講演会 開催報告

令和3年10月30日（土）にオンラインで科学者との懇談会および公開学術講演会が開催されました。10時から開催された科学者との懇談会では「女性研究者をめぐる状況の把握と改善」をテーマとし、東北6県の研究機関で活躍する女性研究者と日本学術会議望月眞弓副会長をはじめ、会員・連携会員とで懇談を行いました。現場からの率直な意見を基に、今後取り組んでいくべき課題等について、有意義な意見交換が行われました。

午後からは、「災害と文明 ―災害に対する社会の対応―」をテーマとし、公開学術講演会が開催されました。東北地区会議会員であり北里大学の高井伸二名誉教授の司会のもと、日本学術会議副会長であり慶應義塾大学薬学部特任教授の望月眞弓副会長及び日本学術会議東北地区会議代表幹事であり東北大学大学院文学研究科教授、京都先端科学大学人文学部学部長・教授の佐藤嘉倫代表幹事の開会挨拶を皮切りに、第一部「東日本大震災から10年」、第二部「歴史に学ぶ：ヒトの移動に伴う感染症の移動」をそれぞれテーマに掲げて講演が行われました。

第一部では、京都大学レジリエンス実践ユニット特任教授・京都大学名誉教授の鎌田浩毅氏が「南海トラフ巨大地震・富士山噴火・首都直下地震に備える」を題目に、東北地区会議連携会員、福島大学農学群食農学類農業経営学教授の小山良太氏が「被災地域農業再編と創造的復興：新たなフードシステムのデザイン」を題目に、第二部では、保健科学研究所学術顧問の加藤茂孝氏が「人類と感染症の歴史に学ぶ」を題目に、東京農工大学附属感染症未来疫学研究センター長・教授の水谷哲也氏が「新型コロナウイルスの生存戦略は巧みだ：変異ウイルスの出現と今後の対応」を題目に、大阪大学微生物病研究所教授の渡辺登喜子氏が「エボラ制圧を目指して：シエラレオネにおける研究とワクチン開発」を題目に、それぞれ講演を行いました。講演終了後は、チャット機能による質疑を受け付け、それぞれの講演者が回答しました。今後の課題等について、理解を深める有意義な機会となりました。



科学者との懇談会の様子



公開学術講演会で講演をする小山先生



公開学術講演会で講演をする水谷先生



公開学術講演会で講演をする渡辺先生

日 時

科学者との懇談会：令和3年10月30日（土）10：00～11：30

公開学術講演会：令和3年10月30日（土）13：30～16：30

開催方式

オンラインによる開催

テーマ

科学者との懇談会：女性研究者をめぐる状況の把握と改善

公開学術講演会：災害と文明 ―災害に対する社会の対応―

講演会次第

13：30 開会挨拶

① 日本学術会議副会長挨拶

望月 眞弓（第25期日本学術会議副会長、慶應義塾大学薬学部特任教授）

② 日本学術会議東北地区会議代表幹事挨拶

佐藤 嘉倫（第25期東北地区会議代表幹事、東北大学大学院文学研究科教授、
京都先端科学大学人文学部学部長・教授）

13：40 講演

第一部：東日本大震災から10年

① 「南海トラフ巨大地震・富士山噴火・首都直下地震に備える」

鎌田 浩毅（京都大学レジリエンス実践ユニット特任教授・京都大学名誉教授）

② 「被災地域農業再編と創造的復興：新たなフードシステムのデザイン」

小山 良太（東北地区会議連携会員、福島大学農学群食農学類農業経営学教授）

第二部：歴史に学ぶ：ヒトの移動に伴う感染症の移動

③ 「人類と感染症の歴史に学ぶ」

加藤 茂孝（保健科学研究所学術顧問）

④ 「新型コロナウイルスの生存戦略は巧みだ：変異ウイルスの出現と今後の対応」

水谷 哲也（東京農工大学附属感染症未来疫学研究センター長・教授）

⑤ 「エボラ制圧を目指して：シエラレオネにおける研究とワクチン開発」

渡辺 登喜子（大阪大学微生物病研究所教授）

16：10 質疑応答

16：30 閉会挨拶

高井 伸二（東北地区会議会員、北里大学名誉教授）

（司会進行：高井 伸二）

講演会参加者

約100名

感想

科学者との懇談会に参加して

日本学術会議第三部会員

国立大学法人東北大学 大学院工学研究科 教授

北川 尚美

令和3年10月30日（土）10:00～11:30、Zoom ミーティングを利用して、副会長の望月先生と東北地区の会員・連携会員9名、東北6県各大学の女性研究者9名により、科学者との懇談会が開催された。テーマには「女性研究者をめぐる状況の把握と改善」を取り上げ、現場の率直な意見を交換できるよう非公開の形式で行われた。また、女性研究者の一人として、山形大学初の女性学部長をつとめられている大森先生が参加くださった。望月先生を含め素敵なロールモデルのお二人とお会いできたことは、とても心強いことであった。東北地区は大学同士が離れており、交通の便もあまり良くないことから、交流する機会が少なく、本懇談会は非常によい機会となった。

互いに自己紹介を行った後、テーマとなる各自の状況などが共有された。出産や育児に関する周囲の理解の乏しさに起因する悩みが多く、私も、私も、と多くの参加者が共感を抱いていた。私自身の出産からはもう25年も経過し、保育施設や支援員制度など個々の女性研究者に対するハード面での支援は急速に充実しつつある。一方で、周囲の理解などのソフト面では、あまり変わっていないように感じた。特に、育児中の女性は時間的に大きな制約が生じ、思うように研究や論文執筆が進まないことが多く、その結果、昇進において能力不足が指摘され悔しい思いを抱えるといった話題も議論された。男女を問わず子育てや介護、出向などが不利にならない評価法の早急な導入が必要と考えられる。ある機関では通常時の業績を参考に数式で推定業績を保証する方式が採用されているという。また、若手研究者の帯同支援策の一つとしてクロスアポイントメントが活用されていることや、子供の習い事のためのタクシー券が職場からサポートされているなど、様々な改善策の情報も共有された。

このような女性研究者の交流会は賛否両論があるかもしれないが、マイノリティであるがゆえに感じる人が多い孤立感や疎外感を解消するにはとても有効と考えられる。自分だけではないという心強さが、翌日から仕事を続けていく大きなエネルギーになると考える。

「科学者との懇談会(東北6県各大学の女性研究者との懇談)」に参加して

国立大学法人東北大学 国際文化研究科 准教授

ジョン ヒョンジョン
鄭 嬌婷

「女性研究者をめぐる状況の把握と改善」というテーマでオンラインによる懇談会が行われました。参加者は東北6県各大学の女性研究者9名と日本学術会議会員・連携会員10名の合計19名です。このような懇談会に初めて参加したので、私は最初緊張しましたが、司会を担当してくださった佐藤嘉倫先生を初め、日本学術会議会員・連携会員の優しい声がけもあり、自由に意見を交換できたのではないかと思います。

参加した東北6県各大学の女性研究者は様々な研究分野に属している若手からベテランの研究者で、それぞれの分野と立場で、これまでの経験を話し合いました。主な内容は、出産・育児等の期間中の研究活動を支援・代替する者の配置等の環境整備が不十分であること、出産・育児等による女性研究者の研究活動を再開・継続するに当たって生じる諸課題（特に昇進・評価における不平等）などについて、それぞれの大学での事例などが紹介されました。徐々に改善されているものの、大学の規模、専門分野、大学内でも部局によっては、その基準やその適用方法が異なることがあり、今後も改善していく必要があることが議論されました。また、学内の育児支援制度や保育支援などは着実に良くなっていますが、学会出張など様々な外部研究活動に関しては、育児と研究を並行することに苦勞する場面も多く、学術会議全体での理解と支援制度を考える必要があることも議論されました。さらに、職位が上がるほど、女性教員割合が減少し、大学の政策決定における女性研究者の参加が少ないことなども問題としてあげられました。色々な原因が考えられますが、政策決定に参加できる女性研究者の育成も重要であることが話し合われました。日本学術振興会における若手研究者の支援制度に関する取り組みについても説明がありました。個人的には日本学術振興会のPD・RPDとして大変お世話になりましたので、今後も支援制度を通して、女性研究者の研究活動を後押ししてほしいと思います。

懇談会には、若い世代のロールモデルとして活躍なさっている女性教授も参加し、先生方がこれまで奮闘してこられたお話は、とても心に響きました。その当時と比べれば、今は男女共同参画に関する支援や理解が着実に改善されていると思いました。自分も次の世代によいロールモデルになれるように、できることを精一杯やっていきたいと強く思います。懇談会に参加してくださった男性研究者も政策の改善に力を入れてくださっていることを聞いて、とても心強く思いました。男女共同参画社会を実現するためには、男女力合わせて、男女共に、研究しやすい、働きやすい社会を作っていく必要があると思います。懇談会の参加を通して様々なことを学べる貴重なチャンスをいただいたこと、心より感謝申し上げます。

公開学術講演会「災害と文明：災害に対する社会の対応」を終えて

日本学術会議第二部会員

北里大学 名誉教授

高井 伸二

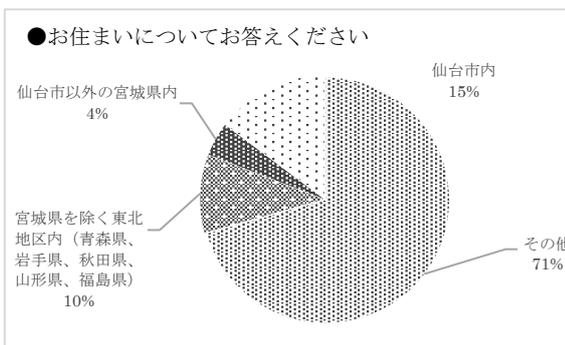
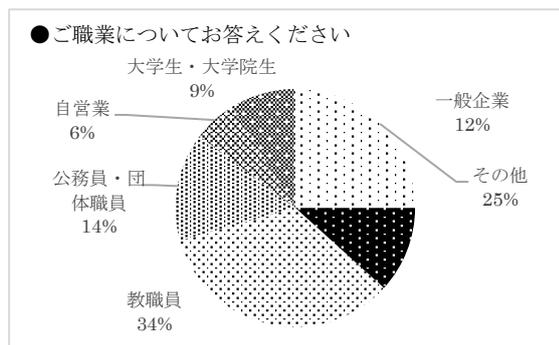
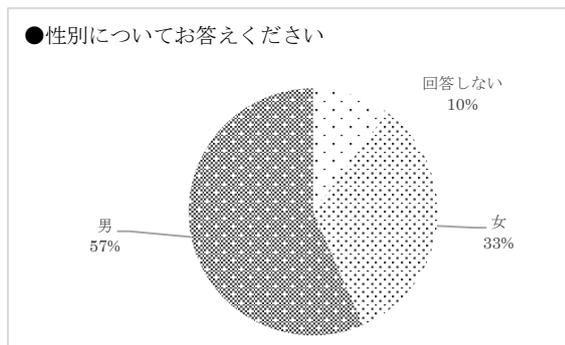
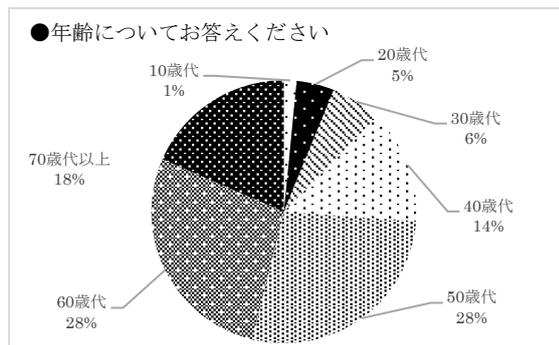
日本に暮らしていると、台風、地震、火山噴火などの自然災害に日常的に接し、時として、記憶に強く残る大災害に遭遇する体験を持たれておられると思う。私事で恐縮だが、筆者の実体験、今でも記憶に強く残る自然災害を挙げると、幼少期の伊勢湾台風、学生時代の有珠山の噴火による札幌での火山灰、北里大学十和田キャンパスでの三陸はるか沖地震と東日本大震災がある。先人が日本列島に辿り着いた時代から、台風、地震、火山噴火は地理的立地条件による宿命的に繰り返される自然災害だと理解されていたと思われるが、それら災害に対する古の人々の知恵が私たち祖先の命を守り、また、守り切れなかったこともあった。

発生から10年を経過した東日本大震災は、死者181,131名と行方不明者2,829名という未曾有の地震と津波による大災害で、さらに福島第一原子力発電所事故を引き起こしてしまった。この事故は、福島県を含めた広範囲に放射能汚染を起こし、チェルノブイリ原発事故以来の最も深刻なレベル7となった。絶対的な安全性を過信した現代人への警鐘は幾度も発せられていたのであろうが、それを生かし切れなかった一例として、改めて反省したい。

同じような現代人の過信の一例として抗生物質がある。20世紀中盤から後半には「人類は感染症をコントロールできる時代になった、感染症の時代は終わった」といわれた。しかし、抗生物質が製剤化された早い段階から薬剤耐性菌が生まれ、20世紀終盤から21世紀の始まりには、HIV/AIDS、エボラ出血熱、新型インフルエンザ、出血性大腸菌O157、SARS、MERS、そして新型コロナウイルス感染症などの新興感染症が出現し、本原稿の執筆時点では、新型の変異オミクロン株が世界中を席捲する勢いである。

令和3年10月30日に開催された公開シンポジウム「災害と文明：災害に対する社会の対応」では、鎌田浩毅先生にはこれから予想される地震・火山噴火、小山良太先生には東日本大震災の被災地復興、加藤茂孝先生には人類と感染症の歴史、水谷哲也先生には新型コロナウイルスの変異ウイルス出現機構、渡辺登喜子先生にはエボラ出血熱の制圧について、ご講演を頂いた。本講演会の意図は「災害に対する社会の対応」について、過去に遡り、過去から学ぶ取ることと、新たな科学技術で大災害に帯する予防・予知・防御することを推し進めることを再確認する、私たち自身への問い掛けであり、極めて有意義な時間となった。

公開学術講演会アンケート結果（抜粋）



●お住まいを「その他」と回答した場合のお住まいをお答えください。

北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、和歌山県、岡山県、山口県、福岡県、長崎県

●今回の講演会について、御意見・御感想などがありましたら御自由にお書きください。

- ・内容も理解しやすく、先生方のお話が簡潔でわかりやすかったです。
- ・専門家がアウトリーチを行っていくことの意味について考えさせられました。災害看護を専門とする看護師として、病院職員や患者さん、地域の方々へどのように手を伸ばしていけるか、考えていきたいと思えます。ありがとうございました。
- ・通常開催であつたら参加し得なかつたであろう講演会に、素人ながら参加できたことに感謝しています。
- ・マスコミのフィルターを通すことなく研究者の意見を聞ける機会は非常に貴重です。このような機会を今後も持つよう切に希望します。
- ・学術会議という専門の先生方の話を、私どものような一般の者が聞けるのはとてもよかったです。オンライン開催のおかげです。どの先生の話もまとまっていて、資料の画面もわかりやすかったです。
- ・それぞれの講演は大変興味深く素晴らしい内容でした。また、全体としても、サイエンスと社会や歴史の融合した学術会議らしいテーマとなっていました。ありがとうございました。
- ・何となく知っていたことが、少し具体的になってきました。ありがとうございました。
- ・特別に書くべき事項は見当たらないものの、総じて興味深い講演内容であつたと思えます。
- ・過去の歴史を知って、将来を考えることは大事と思えます。今回の講演は有意義であつた。
- ・冒頭の挨拶は関係性もあつて必要とされるものかもしれないが、脚色にしかみえないのでそれは文面でよいのでは？と思う。人集め時間としてとっている側面もあろうが、すぐに公演にはいって、余つた時間は質疑応答におおいに時間をとってもらえるとライブの意味が強まるのではと思えます。

3 寄稿文

日本学術会議、特に、東北地区会議の活動について

日本学術会議第二部会員

福島県立医科大学 理事兼副学長、医学部教授

安村 誠司

日本学術会議については、今期の会員候補者 6 名の任命拒否で昨年、社会的な関心になりました。それまでは、研究者にしか興味関心のなかった、というか、研究者の中でもそれほど関心の対象でなかった日本学術会議について、国民がその存在を知ることになったと言えます。任命拒否については、日本学術会議にとって、決して良いことではありませんが、国民にその存在を知ってもらう機会になったという点は、望まなかったものの副産物でしょう。

任命拒否問題は、日本学術会議が会員候補として推薦した者のうち 6 名を政府が任命しなかったもので、2004（平成 16）年以降、このようなことは初めてのことでした。当時の政権の意見に賛成ではないと考えられる候補であったことが、拒否の理由ではないかと推察され、政治的な圧力との報道にもなりました。学術（科学者）は政治とは一定の距離を保ち、その影響を受けるべきではないことは、戦前の苦い経験からも自明の理であると考えますが、一方で、科学の発達を通じて、国民、世界に貢献するという点では、行政府や立法府に学術（科学者）の見解を正しく伝え、理解してもらう必要があります、良好なコミュニケーションは必須でしょう。残念ながら、政権は変わりましたが、岸田首相は、本年 1 月 13 日に梶田会長との面会の際に、任命問題を「一連の手続きは終了したものであると承知をしております…」との発言をしたと報道されました。建設的な関係の構築に前向きな姿勢は示しましたが、学術側の不信感は払しょくされることはなく、大変残念な判断と言わざるを得ません。

ただ、日本学術会議自体にもいくつかの課題が指摘され、自ら変革を模索している状態であると言えます。そもそも会員・連携会員が次期の会員・連携会員を推薦するという現行の選考方法が適切であるかも議論になっています。それ以前の学会推薦方式では学会の重鎮が推薦される傾向にあり、高齢、男性が選ばれ、柔軟性や機動性に欠いた形式的な「会議体」になっていたのと比べれば、格段の改善と考えます。その証拠に、前々期 23 期や前期 24 期ではそれ以前と比べ、政府に対して非常に多くの勧告・答申及び科学技術に関する意見の発表なされたことからわかります。しかし、会員・連携会員の構成は、年齢や性別の割合のみならず、その所属・地域の偏在が顕著です。東北地区の会員に限ってみると、12 人中 9 人（1 人が現在は異動）が東北大学であり、地域でも岩手県、秋田県、山形県には会員はいません。これは、連携会員においても似た状況で、残念ながら、東北地方の学術関係者の代表とは言い難いです。なお、分野での偏在がないかどうかは私には判断しにくいですが、日本学術会議が、科学者の代表としての存在であり続けるためには、できることから変革する必要があると考えます。

また、日本学術会議からの政府への意見表出についても、単に専門分野の発展を意図したエゴと見られないために、より広く国民の意識・意見にも配慮した取り組みが求められていると考えます。時宜にかなない、先見性のある意見表出に向け、私も微力ながら、貢献したいと考えます。

4 地区会議構成員（会員・連携会員）名簿

令和4年2月現在
五十音順、敬称略

氏名	所属	分野	氏名	所属	分野
会 員			大隅 典子	東北大学	基礎医学
五十嵐 和彦	東北大学	基礎医学、基礎生物学	大谷 栄治	東北大学	地球惑星科学
北川 尚美	東北大学	化学、環境学	大野 英男	東北大学	総合工学、電気電子工学
経塚 淳子	東北大学	農学、基礎生物学	大林 茂	東北大学	機械工学、総合工学
行場 次朗	尚綱学院大学	心理学・教育学	大堀 淳	東北大学	情報学
佐藤 嘉倫	東北大学 京都先端科学大学	社会学	小笠原 康悦	東北大学	歯学、基礎医学
杉本 亜砂子	東北大学	基礎生物学	小川 智	岩手大学	化学
高井 伸二	北里大学	食料科学、農学	小田中 直樹	東北大学	史学
高倉 浩樹	東北大学	地域研究	海妻 径子	岩手大学	社会学、史学
田村 裕和	東北大学	物理学	掛川 武	東北大学	地球惑星科学、環境学
芳賀 満	東北大学	史学、哲学	風間 基樹	東北大学	土木工学・建築学
水野 紀子	白鷗大学	法学	加藤 千尋	弘前大学	農学
安村 誠司	福島県立医科大学	健康・生活科学、臨床医学	金田 千穂子	東北大学	総合工学、材料工学
連 携 会 員			河合 宗司	東北大学	総合工学、機械工学
青木 洋子	東北大学	臨床医学、基礎医学	河合 佳子	東北医科薬科大学	基礎医学、基礎生物学
赤池 孝章	東北大学	基礎医学	河田 雅圭	東北大学	統合生物学
秋葉 澄伯	弘前大学	健康・生活科学	河野 銀子	山形大学	社会学、心理学・教育学
阿尻 雅文	東北大学	化学、環境学	菊地 芳朗	福島大学	史学
足立 幸志	東北大学	機械工学	木村 敏明	東北大学	哲学、地域研究
安達 毅	秋田大学	総合工学	木村 直子	山形大学 岩手大学	食料科学
阿部 恒之	東北大学	心理学・教育学	久保田 功	小白川至誠堂病院	臨床医学
石井 直人	東北大学	基礎医学、臨床医学	久保野 恵美子	東北大学	法学
石川 拓司	東北大学	機械工学、総合工学	栗原 和枝	東北大学	化学
乾 健太郎	東北大学	情報学	厨川 常元	東北大学	機械工学
犬竹 正明	東北大学	総合工学、物理学	小泉 政利	東北大学	言語・文学
今村 文彦	東北大学	土木工学・建築学	小谷 元子	東北大学	数理科学
岩渕 明	岩手大学	機械工学	小林 隆	東北大学	言語・文学
上野 義之	山形大学	臨床医学	小林 広明	東北大学	情報学
梅津 理恵	東北大学	材料工学、物理学	小森 大輔	東北大学	環境学、土木工学・建築学
大越 和加	東北大学	食料科学、農学	小山 良太	福島大学	農学、地域研究

氏名	所属	分野	氏名	所属	分野
西條 芳文	東北大学	基礎医学	野家 啓一	東北大学 立命館大学	哲学
佐々木 郁子	東北学院大学	経営学	橋本 優子	福島県立医科大学	基礎医学、臨床医学
佐々木 啓一	東北大学	歯学	長谷河 亜希子	弘前大学	法学
佐々木 公明	尚綱学院	経済学、環境学	花輪 公雄	山形大学	地球惑星科学
佐藤 弘夫	東北大学	哲学、史学	原 純輔	東北大学	社会学
佐藤 れえ子	岩手大学	食料科学、臨床医学	平野 愛弓	東北大学	総合工学
島田 義也	環境科学技術研究所	基礎医学	平本 厚	東北大学	経済学
下野 裕之	岩手大学	農学	古原 忠	東北大学	材料工学
庄子 哲雄	東北大学	機械工学、材料工学	本間 香貴	東北大学	農学
杉本 諭	東北大学	材料工学	増田 聡	東北大学	地域研究、土木工学・建築学
住井 英二郎	東北大学	情報学	松八重 一代	東北大学	環境学、経済学
関口 仁子	東北大学	物理学	圓山 重直	八戸工業高等専門学校 東北大学	機械工学、総合工学
曾我 亨	弘前大学	地域研究	三島 和夫	秋田大学	臨床医学
高田 昌樹	東北大学	総合工学、化学	宮本 ともみ	岩手大学	法学
高梨 弘毅	東北大学	材料工学、総合工学	武藤 由子	岩手大学	農学
竹石 恭知	福島県立医科大学	臨床医学	宗像 鉄雄	産業技術総合研究所	機械工学
田中 真美	東北大学	機械工学	持田 灯	東北大学	土木工学・建築学
千葉 柁司	東北大学	物理学	本橋 ほづみ	東北大学	基礎生物学、基礎医学
寺崎 哲也	東北大学	薬学	森田 康夫	東北大学	数理学、心理学・教育学
寺田 眞浩	東北大学	化学	柳原 敏昭	東北大学	史学
寺田 幸弘	秋田大学	臨床医学	山川 充夫	福島大学	地域研究、地球惑星科学□
天童 睦子	宮城学院女子大学	心理学・教育学、社会学	山下 俊一	福島県立医科大学 量子科学技術研究開発機構	臨床医学
時任 静士	山形大学	材料工学、電気電子工学	山下 正廣	東北大学	化学
徳山 英利	東北大学	化学、薬学	山下 まり	東北大学	食料科学、農学
直江 清隆	東北大学	哲学	山田 章吾	東北大学 杜の都産業保健会	臨床医学
中澤 俊輔	秋田大学	政治学	山本 雅之	東北大学	基礎医学
永次 史	東北大学	薬学、化学	湯村 和子	東北医科薬科大学	臨床医学
中谷 友樹	東北大学	地域研究	吉沢 豊予子	東北大学	健康・生活科学
中山 啓子	東北大学	基礎医学	吉野 博	東北大学 秋田大学 前橋工科大学	土木工学・建築学、健康・生活科学
南條 正巳	東北大学	農学			

以上 117 名

○日本学術会議会則

〔平成十七年十月二十四日〕
〔日本学術会議規則第三号〕

改正 平成一八年 二月二八日日本学術会議規則第一号
 平成一八年 五月 八日日本学術会議規則第二号
 平成二〇年 五月 七日日本学術会議規則第一号
 平成二三年 七月二八日日本学術会議規則第一号
 平成二五年 十月二八日日本学術会議規則第一号
 平成二八年 五月一八日日本学術会議規則第一号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議会則（昭和二十四年日本学術会議規則第一号）の全部を改正する規則を次のように定める。

日本学術会議会則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 職務（第二条、第三条）
- 第三章 組織（第四条—第六条）
- 第四章 会員及び連携会員の選考等（第七条—第十五条）
- 第五章 会議（第十六条）
- 第六章 総会（第十七条—第十九条）
- 第七章 部会（第二十条—第二十二条）
- 第八章 幹事会（第二十三条—第二十六条）
- 第九章 委員会（第二十七条—第三十二条）
- 第十章 地区会議（第三十三条）
- 第十一章 若手アカデミー（第三十四条）
- 第十二章 栄誉会員（第三十五条）
- 第十三章 日本学術会議協力学術研究団体（第三十六条）
- 第十四章 雑則（第三十七条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（総則）

第一条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、この会則の定めるところによる。

第二章 職務

（意思の表出）

第二条 学術会議は、日本学術会議法（以下「法」という。）第四条に定める諮問に対する答

申及び法第五条に定める勧告のほか、法第三条第一号の職務として、次に掲げる意思の表出をすることとし、その表出主体及び定義は別表のとおりとする。

- 一 要望
- 二 声明
- 三 提言
- 四 報告
- 五 回答

(平二〇日学会規一・一部改正)

(国際活動)

第三条 学術会議は、法第六条の二に定める国際団体への加入のほか、法第三条第二号の職務として、次に掲げる国際活動を行うことができる。

- 一 学術に関する国際会議等への代表の派遣
- 二 学術に関する国際会議の主催及び後援
- 三 二国間学術交流
- 四 アジア学術会議に関すること。
- 五 その他会長が必要と認めるもの

2 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。

第三章 組織

(会長の互選等)

第四条 法第八条第二項の会長の互選は、他の案件に先立って総会で行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、会長の互選に関する事項は、総会が定める。

(副会長の職務)

第五条 副会長は、会長が定めるところにより、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 学術会議の組織運営及び科学者間の連携に関すること。
- 二 学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること。
- 三 学術会議の国際活動に関すること。

(部への所属)

第六条 法第十一条第四項に規定する会員の部への所属は、会員からの申出に基づき総会が定める。

第四章 会員及び連携会員の選考等

(連携会員の任期の例外)

第七条 日本学術会議法施行令（平成十七年政令第二百九十九号、以下「令」という。）第一条第一項ただし書の規定に基づき、国際業務又は委員会の特定の専門的事項の審議に参画するため三年以下の必要な期間を定めて日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を任命することができる。

2 前項に定めるもののほか、令第一条第一項ただし書の規定に基づき、学術会議の活動に参画させるため、必要な期間を定めて連携会員を任命することができる。

(平一八日学会規一・一部改正)

(会員及び連携会員の選考の手続)

第八条 会員及び連携会員（前条第一項に基づき任命された連携会員を除く。以下この項、次

項及び第四項において同じ。)は、幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会に推薦することができる。

- 2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。
- 3 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。
- 4 幹事会は、第二項の連携会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。
- 5 幹事会は、前条第一項に基づき任命される連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。
- 6 その他選考の手續に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(平一八日学会規一・一部改正)

(会員の辞職)

第九条 幹事会は、会員から辞職の申出があったときは、法第二十五条に定める同意を得ることにつき、総会に議決を求めなければならない。ただし、当該会員の辞職の申出理由が、総会の議決を待つことが適当でないものと認められる場合は、幹事会の議決をもって同意とすることができる。

- 2 前項ただし書の場合、幹事会は、議決の後に開催される最初の総会に報告しなければならない。
- 3 幹事会は、第一項ただし書の同意を得るに当たり、別に総会が定める委員会の意見を求めることができる。

(会員の退職)

第十条 幹事会は、会員に会員として不適当な行為があると認めるときは、法第二十六条に規定する申出をすることにつき、総会に議決を求めることができる。

- 2 前項において、幹事会は、別に総会が定める委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 前項において、前項の委員会は、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(連携会員の補欠の者の任期)

第十一条 連携会員の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(連携会員の再任)

第十二条 連携会員の再任の回数は、二回を限度とする。ただし、任命の時点で七十歳以上であるときは、当該任期限りとする。

- 2 前項の再任の回数には、会員に任命された場合を連携会員として任命されたものとみなして、これに含める。
- 3 第一項の規定は、第七条第一項に基づき任命された連携会員には適用しない。

(連携会員の辞職)

第十三条 令第二条の辞職の申出があったときは、会長は、その承認について、幹事会の同意を得なければならない。

- 2 幹事会は、前項の同意をするに当たり、第九条第三項の委員会の意見を求めることができる。

(連携会員の退職)

第十四条 幹事会は、連携会員に連携会員として不適当な行為があると認めるときは、令第三条に基づき当該連携会員を退職させることを、会長に求めることができる。

2 前項において、幹事会は、第十条第二項の委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項において、第十条第二項の委員会は、当該連携会員に弁明の機会を与えなければならない。

(連携会員の手当)

第十五条 連携会員には、別に定める手当を支給する。

第五章 会議

(学術会議の会議)

第十六条 学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会のほか、幹事会並びに法第十五条の二の規定により置かれる常置の委員会として、機能別委員会及び分野別委員会並びに臨時の委員会として、課題別委員会及びその他幹事会の議決により置かれる委員会とする。

2 常置の委員会は、総会が定めるところにより置く。

3 臨時の委員会に関し必要な事項は、幹事会が定める。

第六章 総会

(総会の招集)

第十七条 総会は、原則として毎年四月及び十月に会長が招集する。

2 前項のほか、会長は、幹事会の議決に基づいて、臨時の総会を招集することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、三十人以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、会長は、総会を招集しなければならない。

(総会の議長等)

第十八条 会長は、総会の議長として議事を整理する。

2 総会における議決の際、可否同数の場合は、会長がこれを決定する。

3 会長は、必要と認められる者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 総会は、これを公開する。ただし、必要があると認められる場合、会長は、議決を経て非公開とすることができる。

5 会長は、総会の会議録を作成し、閲覧の用に供するものとする。ただし、学術会議の運営上支障があると認める場合、閲覧の用に供しないことができる。

(幹事会への委任事項)

第十九条 法第十四条第三項の規定に基づき、次に掲げる事項に関する権限を幹事会に委任する。

一 法第三条第一号に規定する職務のうち、第二条の意思の表出に関する事項

二 法第三条第二号に規定する職務のうち、第三条の国際活動に関する事項

三 法第四条の諮問に対する答申に関する事項

四 法第五条の勧告に関する事項

五 法第六条及び法第六条の二の規定に関する事項

第七章 部会

(部会及び連合部会の招集)

第二十条 部会は、部長が招集する。ただし、会長（補欠の者を除く。）の任期における最初の部会は、会長が招集する。

- 2 部長は、当該部に属する三分の一以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、部会を招集しなければならない。
- 3 連合部会は、二以上の部門に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。
- 4 二以上の部において、当該部に属する三分の一以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、これらの部の部長は、共同して連合部会を招集しなければならない。
(部会及び連合部会の議長等)

第二十一条 部長は、部会の議長となり、議事を整理する。

- 2 連合部会の議長は、開催の都度、連合部会を構成する部の部長の協議により定められ、連合部会の議事を整理する。
- 3 部会及び連合部会の会議については、第十八条（第一項及び第五項を除く。）の規定を準用する。
(部会における議決方法の特例)

第二十二条 部会及び連合部会においては、法第二十四条第三項が準用する同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、部長が各会員の賛否を確認した上で、部会又は連合部会の議決とすることができる。

第八章 幹事会

(幹事会の招集)

第二十三条 幹事会は、原則として毎月一回会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認められるときは、臨時に幹事会を招集することができる。
(幹事会の議長等)

第二十四条 会長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

(幹事会の附置委員会)

第二十五条 幹事会は、その任務の遂行上必要な委員会を附置することができる。

- 2 前項の委員会には、幹事会の了承を得て、分科会又は小分科会を置くことができる。
(幹事会の会議)

第二十六条 幹事会の会議については、法第二十四条第一項及び第二項並びに第十八条（第一項及び第五項を除く。）及び第二十二条の規定を準用する。

第九章 委員会

(委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会)

第二十七条 第十六条第一項の委員会（以下「委員会」という。）には、幹事会の定めるところにより、分科会、小分科会又は小委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、法第四条の諮問に対する答申及び法第五条の勧告並びに第二条に規定する意思の表出（提言及び報告を除く。）に関してはこの限りでない。

(平二八日学会規一・追加)

(委員会の委員及び役員)

第二十八条 委員は、会長が委嘱する。

- 2 委員は、委員会の承認を得て辞任することができる。
- 3 委員会には、委員長一名、副委員長一名及び幹事二名を置く。

- 4 委員長は、委員の互選により選出する。ただし、機能別委員会の委員長は、総会が定める。
- 5 副委員長及び幹事は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。

(委員会の招集)

第二十九条 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は会長が招集する。

(委員会の議長等)

第三十条 委員長は委員会の議長となり、議事を整理する。

(委員会の会議)

第三十一条 委員会の会議については、法第二十四条第一項及び第二項並びに第十八条（第一項及び第五項を除く。）及び第二十二條の規定を準用する。

(委員会に関する事項の幹事会への委任)

第三十二条 前五条に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は幹事会が定める。

第十章 地区会議

(地区会議)

第三十三条 学術会議に、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する地区会議を置く。

- 2 地区会議に関し必要な事項は、幹事会が定める。

第十一章 若手アカデミー

(平二五日学会規一・追加)

(若手アカデミー)

第三十四条 学術会議に、若手科学者の連携を図り、その活動を通じて学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する若手アカデミーを置く。

- 2 若手アカデミーに関し必要な事項は、幹事会が定める。

(平二五日学会規一・追加)

第十二章 名誉会員

(平二三日学会規一・追加、平二五日学会規一・旧第十一章繰下)

(名誉会員)

第三十五条 学術会議は、国内外における卓越した研究又は業績がある科学者その他の学術の発展に著しい貢献をしたと認められる科学者に対し、日本学術会議名誉会員（以下「名誉会員」という。）の称号を授与することができる。

- 2 名誉会員は、学術会議の求めに応じ、学術会議の活動に協力することができる。
- 3 前各項に定めるもののほか、名誉会員に関する事項は、幹事会が定める。

(平二三日学会規一・追加、平二五日学会規一・旧第三十四条繰下)

第十三章 日本学術会議協力学術研究団体

(平二三日学会規一・旧第十一章繰下、平二五日学会規一・旧第十二章繰下)

(日本学術会議協力学術研究団体)

第三十六条 学術研究団体及び学術研究団体の連合体のうち、学術会議の活動に協力することを申し出、幹事会で承認されたものに日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）の称号を付与する。

- 2 学術会議は、協力学術研究団体と緊密な協力関係を持つものとする。
- 3 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、学術会議の活動に協力することができる。

- 4 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、会員又は連携会員の候補者に関する情報等を提供することができる。
- 5 学術研究団体の連合体たる協力学術研究団体は、学術会議と各学術研究団体との連絡調整を行うとともに、学術会議の各委員会の審議に協力することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協力学術研究団体に関する事項は、幹事会が定める。

(平二三日学会規一・旧第三十四条繰下、平二五日学会規一・旧第三十五条繰下)

第十四章 雑則

(平二三日学会規一・旧第十二章繰下、平二五日学会規一・旧第十三章繰下)

(外部評価)

第三十七条 学術会議の活動を充実させるため、幹事会の定めるところにより、有識者による外部評価を定期的に実施することとする。

(平二三日学会規一・旧第三十五条繰下、平二五日学会規一・旧第三十六条繰下)

(幹事会への委任)

第三十八条 総会に関する事項及びこの会則において総会で定めるとされているもののほか、会則の施行に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(平二三日学会規一・旧第三十六条繰下、平二五日学会規一・旧第三十七条繰下)

(会則の改正)

第三十九条 この会則の改正は、総会において出席会員の三分の二以上の賛成がなければ、これを行うことができない。

(平二三日学会規一・旧第三十七条繰下、平二五日学会規一・旧第三十八条繰下)

附 則

(施行期日)

第一条 この会則は、公布の日より施行し、平成十七年十月四日から適用する。

(経過措置)

第二条 令第一条の連携会員のうち、平成十七年十月四日から平成十八年九月三十日までに任命される者の任期の終期は、平成二十三年九月三十日までの間で会長が指定する。

- 2 前項の連携会員のうち、半数の者の任期は、平成二十年九月三十日までとするよう努めるものとする。

(平一八日学会規二・一部改正)

第三条 会長は、平成十七年十二月三十一日までの間、委員会又は地区会議の活動のため特に必要があると認める場合、第八条の規定にかかわらず、平成十八年六月三十日までの必要な期間を定め、連携会員を任命することができる。

- 2 前項に基づき任命された連携会員は、第八条第一項の推薦をすることはできない。
- 3 第十二条第一項の規定は、第一項に基づき任命された連携会員には適用しない。

附 則 (平成一八年二月二八日日本学術会議規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年五月八日日本学術会議規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月七日日本学術会議規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年七月二八日日本学術会議規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年十月二八日日本学術会議規則第一号）

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 （平成二八年五月一八日日本学術会議規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第二条関係）（平二〇日学会規一・一部改正）

種類	表出主体	定義
要望	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が政府及び関係機関等の実現を望む意思表示をすること。
声明	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表すること。
提言	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが実現を望む意見等を発表すること。
報告	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが審議の結果を発表すること。
回答	学術会議	関係機関からの審議依頼（法第四条の諮問を除く。）事項に対し、学術会議が回答すること。

● 日本学術会議地区会議運営要綱

〔平成17年10月4日〕
日本学術会議第1回幹事会決定

改正 平成17年11月24日日本学術会議第5回幹事会決定
平成18年 2月23日日本学術会議第9回幹事会決定
平成19年 9月20日日本学術会議第42回幹事会決定

(総則)

第1 日本学術会議会則第33条に基づく地区会議の運営は、この要綱の定めるところによる。

(目的及び任務)

第2 地区会議は、日本学術会議の諸活動を地区内の科学者等に周知徹底し、及び日本学術会議に対する意見、要望を汲み上げて日本学術会議と科学者との意思疎通を図るとともに、地域社会の学術の振興に寄与することを目的とする。

第3 地区会議は、前項の目的を達成するため、単独又は部若しくは委員会と共同で地区内の関係大学、関係機関・団体等の協力を得て、次の活動を行うものとする。

- (1) 科学者との懇談会の開催
- (2) 学術講演会等の開催
- (3) 地区会議ニュース等の発行
- (4) 地域社会の学術の振興に寄与することを目的とする事業
- (5) その他目的の達成に必要な事業

(区分)

第4 地区会議の区分は次のとおりとする。

- (1) 北海道
- (2) 東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- (3) 関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県）
- (4) 中部（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- (5) 近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- (6) 中国・四国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- (7) 九州・沖縄（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿

児島県、沖縄県)

(各地区の構成員)

第5 前項「第4」で挙げた各地区の構成員は、原則として当該地区に勤務地（勤務地がない場合は居住地）を有する会員及び連携会員とする。ただし、会員又は連携会員は、申し出により、科学者委員会及び幹事会の議を経て、所属地区を変更することができる。

(地区会議運営協議会及び事務局)

第6 各地区に地区会議運営協議会を置き、当該地区の運営及び活動に関する事項を審議・決定する。

- 2 各地区に所属する会員は、互選により9名以内の地区会議運営協議会委員を選出する。その際、委員が特定の部に偏らないように配慮する。ただし、地区会議運営協議会から科学者委員会に要請があった場合は、科学者委員会及び幹事会の議を経て、当該地区に所属する会員又は連携会員の中から地区会議運営協議会委員を追加することができる。なお、委員の追加を認める場合も地区会議運営協議会の委員総数は12名を超えないものとする。
- 3 地区会議運営協議会は、互選により会員である委員の中から代表幹事1名を選出する。代表幹事は各地区会議運営協議会を主宰する。
- 4 各地区における地区会議運営協議会委員及び代表幹事の選出手続きは、構成員の規模等を考慮して、各地区で定め、科学者委員会の了承を得るものとする。
- 5 地区会議の活動に関する事務を処理するため、幹事会が決定する関係大学事務局に地方連絡委員を置く。それに対応して日本学術会議事務局内にも地方連絡委員を置く。地方連絡委員は、各地区の構成員等との連絡調整を密にするものとする。

(事業計画)

第7 各地区会議は、年度当初において当該年度における事業計画案を策定し、科学者委員会に提出しなければならない。

- 2 科学者委員会は、各地区会議の原案に基づき事業計画を整理し、幹事会の議を経て決定する。

(地区会議代表幹事会)

第8 地区会議代表幹事会は、科学者委員会の委員長及び各地区会議の代表幹事をもって構成する。

- 2 地区会議代表幹事会は、科学者委員会委員長がこれを主宰し、幹事若干名を置く。
- 3 地区会議代表幹事会は、原則として総会時に開催し、各地区会議と連絡を密にするものとする。

4 必要に応じて、総会時に委員会と地区会議代表幹事会の合同会議を開催することができる。

(留意事項)

第9 地区会議の事業は、法令及び規則等並びに地区会議の主旨に反しない範囲において、各地区の自主的判断に任せるものとする。ただし、各地区の事業内容等について、地区会議代表幹事会等において調整することができる。

2 地区会議の事業は、日本学術会議協力学術研究団体の活動と連携を保って行うことが望ましい。

3 地区会議は、事業を行うに当たって、他の地区会議と合同し、若しくは他の地区会議の一部の地域の協力を得て実施することができる。

4 各地区の地区割りは、各地区間の合意により変更することができる。

(庶務)

第10 地区会議の庶務は、日本学術会議事務局企画課及び関係大学事務局において処理する。

(雑則)

第11 この要綱に定めるもののほか、地区会議の運営に関し必要な事項は科学者委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成17年11月24日日本学術会議第5回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年2月23日日本学術会議第9回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年9月20日日本学術会議第42回幹事会決定）

この決定は、平成19年10月15日から施行する。

● 日本学術会議の運営に関する内規

〔平成17年10月4日
日本学術会議第1回幹事会決定〕

日本学術会議の運営に関する内規を、次のとおり定める。

日本学術会議の運営に関する内規

第1章 総則

(総則)

第1条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号。以下「会則」という。）及び日本学術会議細則（平成17年日本学術会議第146回総会決定。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第2章 職務

(勧告等の提出)

第2条 部及び委員会の長が勧告、要望、声明（以下「勧告等」という。）を行うことを希望する場合、勧告等の案を科学と社会委員会に提出することとする。

2 科学と社会委員会は、提出された勧告等の案について、内容の適切性及び過去10年間に行われた勧告等との関連について検討し、提出者に助言を行う。

3 勧告等を行ってから5年間その内容が実現されていない勧告等に関しては、必要に応じ、再度、勧告等を行うことができる。

4 提出者は、第2項の助言に基づき、必要に応じ勧告等の案を修正の上、議案として幹事会に提出する。

(提言及び報告の手續)

第3条 部及び委員会又は分科会が提言及び報告（以下「提言等」という。）を発表する場合、幹事会の承認を得なければならない。ただし、会長、副会長及び各部の役員のすべてが委員となることとされている課題別委員会及び幹事会の附置委員会については、当該委員会での承認に代えることができる。

2 前項のいずれの場合においても、部及び課題別委員会、幹事会の附置委員会の長が提言等を行うことを希望する場合、提言等の案を前項の手續きの前に科学と社会委員会に提出することとする。科学と社会委員会は、提出された提言等の案について、内容の適切性及び過去10年間に行われた提言等との関連について検討し、提出者に助言を行う。ただし、大学教育の分野別質保証委員会の提言等については、事前に各部での助言を受けていることをもって本項の対象から除くこととする。

3 分野別委員会の長が提言等を行うことを希望する場合、提言等の案をその分野別委員会が所属する部に提出することとする。

4 第1項において、分科会の提言等の案については、その分科会が置かれる委員会の承認を得て、当該委員会の委員長が、幹事会（第1項ただし書に定める委員会が、部、委

員会又は分科会が発表しようとする提言又は報告の案を審議するために設置された委員会である場合には、その委員会)に提出することとする。

5 地区会議は、科学者委員会に提言等の案を提案することができる。

6 前項の案が幹事会において承認された場合は、地区会議が提案した旨を記載することとする。

(55幹・119幹・133幹・163幹・169幹・217幹・一部改正)

(外部からの要望の処理)

第4条 外部(外国を含む。)より要請がなされた場合、請願法(昭和22年法律第13号)に基づき、これを処理する。

(主催区分)

第5条 学術会議が講演会、シンポジウム等を主催する場合は、別表第1の区分によって行う。

2 講演会、シンポジウム等の主催に関する幹事会の議案の様式は、別表第2のとおりとする。

3 開催主体の名義使用に当たっては、「日本学術会議」名を付すものとする。

(79幹・一部改正)

第3章 会員又は連携会員の候補者の推薦

(会員候補者及び連携会員の候補者の推薦等)

第6条 会員又は連携会員(会則第7条第1項に基づき任命された連携会員を除く。以下この条において同じ。)による会員候補者及び連携会員候補者の推薦は、別に幹事会が定める様式により、行うこととする。

2 前項の推薦の期間は、推薦を受け付ける期間として選考委員会が公表する期間とする。

3 第1項の推薦の効力は、前項の推薦を受け付ける期間の終了日の翌日から3年間とする。

4 1人の会員又は連携会員が推薦できる人数は、第2項の推薦を受け付ける期間中、会員候補者及び連携会員候補者について、合わせて5人を限度とし、このうち会員候補者は2人を限度とする。

5 選考委員会は、会則第8条第2項の連携会員の候補者の名簿を作成するに当たり、会員経験者に関する情報をも収集するよう努めるものとする。

(9幹・34幹・109幹・一部改正)

(会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者の選考の手続)

第6条の2 会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者の選考の手続は、次のとおりとする。

(1) 各部は、分野別委員会の特定の専門的事項の審議に参画させる必要があると認める者を、会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者として別に幹事会が定める様式により、幹事会に推薦する。

(2) 副会長及び各部は、国際業務又は分野別委員会を除く委員会の特定の専門的事項の審議に参画させる必要があると認める者を、会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者として別に幹事会が定める様式により、幹事会に推薦する。ただし、幹事会が別の会議を定める場合は、その会議が上記の推薦を行う。

- (3) 幹事会は、当該候補者を国際業務に参画させる必要があると認めた場合又は第12条第1項第3号及び第2項第5号により当該専門的事項の審議が行われる委員会の委員として選考した場合に限り、会則第8条第5項の連携会員の候補者として決定することとする。

(9 幹・追加、178 幹・220 幹・一部改正)

第4章 幹事会

(議案の提出)

第7条 幹事会への議案の提出者は、次のとおりとする。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 部長
 - (4) 常置又は臨時の委員会及び幹事会の附置の委員会の委員長
 - (5) 発議者を含めた5人以上の会員
- 2 議案の提出は、副会長、議案の内容に関連する分野を調査及び審議する部及び委員会の長と協議の上、行わなければならない。
- 3 前項の協議の結果、議案を共同提案とすることを妨げない。
- 4 議案の提出者は、幹事会開催の14日前までに会長に議案を提出することとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 5 会長は、前項に基づき提出された議案を幹事会に付議する。

(217 幹・一部改正)

(報告の手續)

第8条 幹事会に報告する案件を有する会員及び連携会員（本条において「報告者」という。）は、原則として幹事会開催の7日前までに会長に案件の内容を提出することとする。

- 2 幹事会での報告は、報告者が行う。

(提出資料の様式)

第9条 議案及び報告のための提出資料の様式については、細則第7条の規定を準用する。

第5章 委員会

(委員会の委員)

第10条 委員会の委員は、会員又は連携会員であることを要する。ただし、分野別委員会の委員長は、会員でなければならない。

(64 幹・一部改正)

(臨時の委員会の設置)

第11条 臨時の委員会は、幹事会が定めるところにより設置する。

- 2 課題別委員会は、審議が必要な課題が認められた場合に、3年を限度として時限設置する。
- 3 課題別委員会の設置に関する議案の様式は、別表第3のとおりとする。
- 4 各々の課題別委員会に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(79幹・一部改正)

(委員会の委員の委嘱の手続)

第12条 分野別委員会の委員の委嘱の手続は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員の候補者を、別に幹事会が定める様式により幹事会に推薦するよう、各部に依頼する。
 - (2) 各部は、会長の依頼を受け、委員の候補者を幹事会に推薦する。
 - (3) 幹事会は、各部からの推薦に基づき委員を選考し、その結果を会長に回答する。
 - (4) 会長は、前号の回答に基づき、委員に委嘱する。
- 2 分野別委員会を除く委員会の委員の委嘱の手続は、別に幹事会が委員会を構成する者を定める場合にはそれに従い、その他の場合には次のとおりとする。
- (1) 会長は、委員の候補者の推薦を、副会長及び各部に依頼する。
 - (2) 副会長及び各部は、会長の依頼を受け、委員の候補者を、会長に推薦する。ただし、幹事会が別の会議を定める場合は、その会議が上記の推薦を行う（以下この条において同じ。）。
 - (3) 前号の規定による副会長及び各部の推薦とは別に、会長は、必要に応じ、会員及び連携会員に対して委員の候補の募集を実施することができる。
 - (4) 会長は、第2号の規定による副会長及び各部の推薦、前号の規定による募集の結果及び別に幹事会が定めるところにより会長が委員会を構成する者を指名することとされている場合における選定の結果を踏まえ、委員の候補者を、別に幹事会が定める様式により、幹事会に推薦する。
 - (5) 幹事会は、会長の推薦に基づき委員を選考し、その結果を会長に回答する。
 - (6) 会長は、前号の回答に基づき、委員に委嘱する。
- 3 委員会の委員を追加する場合には、第1項第1号及び第2号並びに前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、委員会が追加する委員の推薦を各部（前項の委員会の場合は副会長及び各部）に依頼することとする。

(9幹・146幹・178幹・220幹・一部改正)

(分科会の構成員)

第13条 分科会は、別に幹事会が定めるところにより、置くこととする。

- 2 分科会の構成員には、その分科会が置かれる委員会の委員以外の会員又は連携会員を含めることができる。

(複数の分野別委員会の共同により置かれる分科会)

第14条 分科会は、複数の分野別委員会により共同して置かれることを妨げない。

(小分科会)

第15条 科学者委員会及び国際委員会の分科会に、別に幹事会が定めるところにより、小分科会を置くことができる。

- 2 小分科会の構成員には、その小分科会が置かれる分科会の構成員以外の会員又は連携会員を含めることができる。

(226幹・一部改正)

(小委員会)

第16条 常置又は臨時の委員会の分科会に、別に幹事会が定めるところにより、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の委員には、その小委員会が置かれる分科会の構成員以外の者を含めること

ができる。

3 当分の間、小委員会の委員に対する手当及び旅費は支給しない。

(184 幹・一部改正)

(分科会等の長の選出の方法)

第17条 分科会、小分科会及び小委員会（以下「分科会等」という。）の長は、分科会等の構成員の互選により選出する。

(分科会等の委員)

第18条 会則第28条第1項及び第2項並びに第6条の2及び第12条の規定は、分科会等に準用する。この場合において、第12条第1項第1号及び第2号中「会長」とあるのは、「その分科会が置かれる委員会（小分科会及び小委員会の場合はその小分科会又は小委員会が置かれる分科会）」と読み替えるものとする。また、複数の分野別委員会により共同して置かれる分科会の場合は、第12条第1項第1号及び同条第3項に定める各部への推薦の依頼は、原則として主体となる委員会において行うものとする。

(9 幹・190 幹・一部改正)

(分科会等の議長)

第19条 分科会等の長は分科会等の議長となり、議事を整理する。

(分科会等の招集)

第19条の2 分科会等は、分科会等の長が招集する。ただし、初回の分科会等は、常置の委員会の分科会等については、その分科会等が置かれる委員会の長が招集し、臨時の委員会及びその他の分科会等については、会長が招集する。

(234 幹・追加)

(分科会等の会議)

第20条 分科会等の会議については、法第24条第1項及び第2項並びに会則第18条（第1項及び第5項を除く。）及び第22条の規定を準用する。

第6章 会議

(定足数)

第21条 法第24条第3項並びに会則第26条及び第31条並びに前条において準用する法第24条第1項の規定の適用については、海外赴任者（海外に居所を有し、現に海外に在る者）、出張者、災害、不測の事故又は健康上の理由で出席できない者を、構成員の四分の一を上限として除外する。

(30 幹・64 幹・一部改正)

(幹事会における定足数の特別の定め)

第21条の2 会則第26条において準用する法第24条第1項の規定の適用については、各部から1人以上の委員の出席がなければならない。

(58 幹・追加)

(公開の手続)

第22条 細則第9条の規定は、部会、連合部会、幹事会、委員会及び分科会等（以下「部会等」という。）に準用する。

(議事要旨)

第23条 部会等の議長（議長が指名した者を含む。）は、部会等を開催した場合は、議

事要旨を作成し、次回の部会等において承認を得るものとする。

2 議事要旨には、会議の名称、開催日時、開催場所、出席者、議事概要その他必要と認められる事項を記載するものとする。

3 議長は、部会等において承認を得た後、議事要旨を閲覧に供する。

4 会則第22条並びに会則第26条及び第31条並びに第20条で準用する会則第22条の議決を行った場合、議長は、速やかにそれを証する書面を作成し、第1項の議事要旨に代えなければならない。

(傍聴者の遵守事項)

第24条 部会等の傍聴については、日本学術会議傍聴規則（昭和61年日本学術会議規則第1号）第2条から第9条までの規定を準用する。

(幹事会への報告)

第25条 部及び委員会の長は、部会、連合部会、委員会及び分科会等を開催したときは、当該会議における議題及び審議の概要を幹事会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この決定は、決定の日から施行する。

(経過措置)

第2条 第6条第4項の規定にかかわらず、平成17年12月16日までの間において会員が行う連携会員の候補者の推薦に限り、5人までの連携会員の候補者を推薦することができるものとする。

2 前項の規定により推薦を行う場合の推薦手続については、第6条第1項の規定を準用する。

3 第1項の規定により推薦を行う場合の推薦の効力については、平成23年3月31日までとする。

(5幹・追加、34幹・一部改正)

第3条 第6条第4項及び前条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月23日から平成18年5月10日までの間において会員又は連携会員が行う連携会員の候補者の推薦に限り、5人までの連携会員の候補者を推薦することができるものとする。

2 前項の規定により推薦を行う場合の推薦手続については、第6条第1項の規定を準用する。

3 第1項の規定により推薦を行う場合の推薦の効力については、平成23年3月31日までとする。

(10幹・追加、34幹・一部改正)

附 則 (平成17年11月24日日本学術会議第5回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成18年2月23日日本学術会議第9回幹事会決定)

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（平成18年日本学術会議規則第1号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成18年2月28日)

附 則（平成18年3月23日日本学術会議第10回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年12月21日日本学術会議第30回幹事会決定）
この決定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年3月22日日本学術会議第34回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年5月24日日本学術会議第38回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年4月7日日本学術会議第55回幹事会決定）
この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（平成20年日本学術会議規則第1号）の施行の日から施行する。
（施行の日＝平成20年5月7日）

附 則（平成20年6月26日日本学術会議第58回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年9月18日日本学術会議第64回幹事会決定）
この決定は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年6月25日日本学術会議第79回幹事会決定）
この決定は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年10月21日日本学術会議第109回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年4月5日日本学術会議第119回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年12月21日日本学術会議第142回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年2月20日日本学術会議第146回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年10月26日日本学術会議第163回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年2月22日日本学術会議第169回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年9月24日日本学術会議第178回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年12月17日日本学術会議第184回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年3月20日日本学術会議第190回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年8月28日日本学術会議第217回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年10月30日日本学術会議第220回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日日本学術会議第226回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年6月24日日本学術会議第230回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年9月16日日本学術会議第234回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

別表第1（第5条関係）（79幹・142幹・230幹・一部改正）

開催の主体	内容	決定機関	承認	実施機関	備考
学術会議	人文・社会科学及び自然科学に係る問題又は重要な審議課題で、学術会議が主催するにふさわしいもの	幹事会(第7条第1項に規定する者が議案を提出)		学術会議	
部	部の所掌に関する事項で、審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	部	幹事会の承認を要する（部長が議案を提出）	部	
委員会又は分科会	委員会又は分科会の所掌に関する事項で審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	委員会	分野別委員会及び分科会については関係部及び幹事会の承認、それ以外の委員会及び分科会については幹事会の承認を要する（委員会の長が議案を提出。分科会の場合も所属する委員会の長が議案を提出し、承認されることを要する。）	委員会又は分科会	
若手アカデミー又は若手アカデミー分科会	若手アカデミー又は若手アカデミー分科会の所掌に関する事項で審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	若手アカデミー運営分科会	幹事会の承認を要する（若手アカデミー運営分科会の長が議案を提出）	若手アカデミー又は若手アカデミー分科会	

地区会議	学術会議諸機関の審議の結果に基づくもの及び地区会議活動の活性化に資するもの	科学者委員会	幹事会の承認を要する(科学者委員会の長が議案を提出)	地区会議	
------	---------------------------------------	--------	----------------------------	------	--

別表第2（第5条関係）（79幹・追加、245幹・一部改正）

平成 年 月 日

日本学術会議会長 殿

講演会、シンポジウム等主催提案書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の開催について

1. 提案者
2. 議案 標記シンポジウムを下記のとおり開催すること。

記

1. 主催：
2. 共催：（該当のある場合）
3. 後援：（該当のある場合）
4. 日時：平成 年 月 日（ ）： ～ ：
5. 場所：
（日本学術会議講堂と併せて会議室を使用する場合は、会議室数及び使用目的を必ずご記入ください。）
6. 分科会等の開催：（該当のある場合）
7. 開催趣旨：
8. 次第：
主催する委員会等の委員の複数が挨拶又は報告・講演等を行うことが必要です
（但し、学術会議の目的に照らして極めて重要な講演会等であって、委員会等
ではなく学術会議が主催する講演会等については、挨拶等は一人で足りません）。
該当する報告・講演等については、下線を引いてください。
9. 関係部の承認の有無：
（下線の講演者等は、主催委員会（分科会）委員）

別表第3（第11条関係）（38幹・一部改正、79幹・旧別表第2線下、217幹・一部改正）

平成 年 月 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

- 1 提案者（※ 設置提案者は、会長、副会長、部長、既存の委員長又は5名以上の会員）
- 2 委員会名（仮称）
- 3 設置期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 4 課題の内容
 - (1) 課題の概要
 - (2) 審議の必要性と達成すべき結果
 - (3) 日本学術会議の過去（又は現在）の関連する検討や報告等の有無（※ 有の場合、それを受けて提案する委員会でのどのような審議をするか）
 - (4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無（※ 有の場合、その名称、発出元、公表年、及びそれを受けて提案する委員会でのどのような審議をするか）
 - (5) 各府省等からの審議要請の有無（※ 有の場合、具体的に）
- 5 審議の進め方
 - (1) 課題検討への主体的参加者
 - (2) 必要な専門分野及び構成委員数（各部別の委員概数を含む）
 - (3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール
- 6 その他課題に関する参考情報（※ 分科会を設置する場合は名称、役割、構成委員数）